(目的)

第1条 西南学院大学及び西南学院大学大学院(以下「本学」という。)における教育活動の 一連のプロセス(過程)のマネジメント(管理及び運営)を通じて教育活動の内部質保証の 推進を図り、もって本学の教育理念及び目的の実現に資することを目的として教学マネ ジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

- 第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 副学長(教育・研究担当)
 - (2) 学部長
 - (3) 教務部長
 - (4) 大学院学務部長
 - (5) 大学事務長
 - (6) 総合企画部長
 - (7) 教育支援部事務部長
 - (8) 入試・国際・教育推進部事務部長
 - (9) その他、委員長が必要と認めた者
- 2 第6条に規定する審議事項のうち、共通教育に関する事項を審議するときは、次に掲げる者を構成員として加えるものとする。
 - (1) 情報処理センター所長
 - (2) 言語教育センター長
 - (3) キャリアセンター長
 - (4) ラーニングサポートセンター長
- 3 委員会は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

2 欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

(委員会の招集及び議事)

- 2 委員長は、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、副学長(教育・研究担当)がこれにあたる。

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、互選によって議長を定める。
- 3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の審議事項)

- 第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 全学的な教育課程の管理及び運営に関する次に掲げる事項
 - ア 教育課程の編成に係る方針の策定に関する事項
 - イ 教育課程の運営に係る方針の策定に関する事項
 - ウ 教員定数を踏まえた全学的な教育資源のマネジメントに関する事項
 - (2) 教育活動の内部質保証推進に関する次に掲げる事項
 - ア 全学的な学修成果の把握及び検証並びに教育活動の点検・評価並びに教育内容及び教育方法の改善対応に関する事項
 - イ 教育の質及び教育力の向上を目的とした教職員の能力及び資質向上のための組織的な 取組に関する事項
 - ウ 大学基準のうち、教育及び学習に係る課題の改善対応に関する事項
 - (3) 教育の効果及び質の向上を図るための支援並びに修学支援に係る各種事業の企画、立案、実施及び進捗管理に関する事項
 - (4) 府省及びその他の関係機関が提示する各種基準(補助金受給要件を含む。)に係る課題の改善対応に関する事項

(所管部署)

- 第7条 この規程に関する事務は、入試・国際・教育推進部教育推進課の所管とする。 (規程の改廃)
- 第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、 その実施には、学長の承認を得ることとする。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、2021年3月23日から施行し、2020年8月4日から適用する。 附 則
- この規程は、2022年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、2023年4月1日から施行する。